

② 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師を派遣するなど、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて処理業者などの理解を深めました。

③ 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制，減量化，再生利用その他適正な処理の促進を図るため，平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し，廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組などへの支援等を行いました。

鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

1	目的	循環型社会の形成に向け，産業廃棄物の排出の抑制，減量化，再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。
2	納税義務者	県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者
3	課税客体	県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
4	課税標準	県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
5	税率	焼却施設への搬入 800円/トン 最終処分場への搬入 1,000円/トン
6	税収の用途	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制，減量化，再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

④ 産業廃棄物の不法投棄等の防止対策

産業廃棄物処理業者及び排出する事業者の立入検査を実施し，不法投棄や不法焼却等を発見した場合は，原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物の現状と対策

(1) 現状

① ごみ処理

ごみ処理は，収集・運搬，中間処理及び最終処分のプロセスからなり，排出されたごみを資源化・再利用により減量化した上で，環境保全上支障が生じないよう衛生的に処理することを基本に行われています。減量化，無害化，安全化等を図るためのプロセスを中間処理（破砕，圧縮，焼却等）といい，廃棄物を最終的に処分するプロセスを最終処分といいます。

平成27年度における県内のごみの排出総量は579,764tであり，市町村の直営，委託及び許可業者等により収集している506,175tと，事業所等から直接搬入される69,391tが市町村の焼却施設，埋立処分地等で処理又は処分されています。

（表2-3，資料編2-(1)，(2)）

また，事業活動に伴って生じるごみについては，事業者自ら処理することを求めている市町村が大部分ですが，一部の市町村では許可業者によって収集されたこれらのごみの処理を行っています。

平成29年3月末現在、ごみ焼却処理施設は34施設、それ以外の中間処理施設は22施設、浸出液処理設備等を有する最終処分場については28施設が整備されています。

表2-3 ごみ処理状況

年 度		23		24		25		26		27	
計 画 処 理 区 域 内 人 口①		人 1,717,083		人 1,710,685		人 1,701,475		人 1,687,233		人 1,676,358	
ご み 排 出 ／ 量 年	計 画 収 集 量	521,771		518,445		516,878		512,065		506,175	
	直 接 搬 入 量	62,428		63,150		60,451		62,099		69,391	
	集 団 回 収 量	4,286		4,799		4,067		4,237		4,198	
	計②	588,485		586,394		581,396		578,401		579,764	
処 理 ／ 量 年	焼 却	450,627	76.6	452,795	77.2	451,838	77.7	454,795	78.6	450,181	77.6
	埋 立	16,756	2.8	14,835	2.5	15,003	2.6	15,018	2.6	15,624	2.7
	堆 肥 化	13,570	2.3	12,611	2.2	14,254	2.4	12,557	2.2	12,636	2.2
	そ の 他	95,958	16.3	95,282	16.2	95,032	16.3	90,772	15.7	92,826	16.0
	計	576,911	98.0	575,523	98.1	576,127	99.1	573,142	99.1	571,267	98.5
1人1日当たり排出 量 (g/人・日)		936		939		936		939		945	

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

1人1日当たり排出量 = (②/①)/365日 (又は366日) × 1,000,000

② し尿処理

ア し尿処理

し尿処理は、図2-1のようなシステムで行われています。

平成26年度における県内のし尿処理量（公共下水道で処理されるし尿を除く。）は716,100kL/年であり、このうち699,746kL/年（97.7%）を市町村が処理しています。

一般廃棄物の収集、運搬及び処分は、法令上、市町村の直営又は委託により行うことが原則とされていますが、し尿の収集は、大部分が許可業者により行われています。

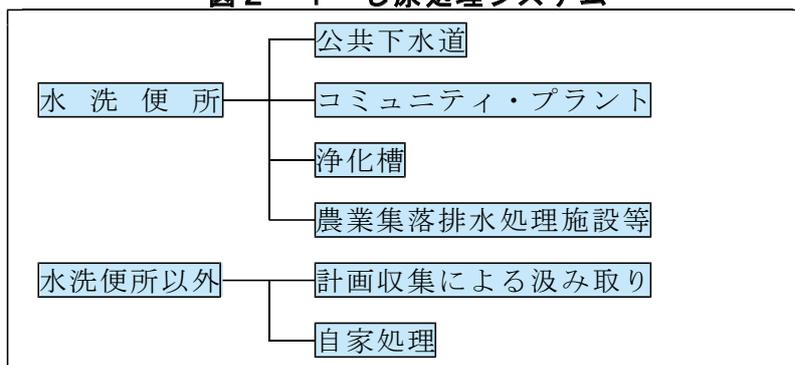
し尿を衛生的に処理するために、公共下水道の整備が進められていますが、平成28年度末の普及率が41.6%（全国78.3%）であることから、汲み取りし尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は依然として重要な地位を占めています。

また、水洗化志向の高まりに伴って浄化槽の普及が著しく、公共下水道の普及とあいまって、汲み取りし尿は減少し、浄化槽汚泥の収集量が増加してきています。

収集されたし尿の大部分（699,746kL/年）は、し尿処理施設で処理されていますが、農地還元等も行われています。

（表2-4，資料編2-(3)(4)）

図 2-1 し尿処理システム



イ 浄化槽

(ア) 浄化槽の設置基数

浄化槽の設置基数は、昭和50年頃、約2万基であったものが年々増加しており、平成28年度は6,962基が設置され、平成28年度末で、約29万基になっています。

また、生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽については、浄化槽法の改正に伴い、平成13年度以降、原則として設置が義務づけられたこともあり、平成28年度末で合併処理浄化槽の数は186,009基（64.8%）となっています。

（表2-5、表2-6）

(イ) 法定検査

浄化槽は、浄化槽法の施行（昭和60年10月1日）に伴い、使用開始後の検査（法第7条）及び定期検査（法第11条）が義務付けられましたが、本県においては、浄化槽法第57条の規定に基づき「公益財団法人鹿児島県環境保全協会」がこの法定検査の検査機関として知事の指定を受け、検査業務を実施しています。

平成28年度の検査結果は、それぞれ表2-7、表2-8のとおりですが、不適正であると判定された主な原因としては、使用開始後の検査では、不適正工事、無管理が、また、定期検査では施設の老朽化、構造上の欠陥、不十分な維持管理等があげられます。

なお、定期検査結果の推移を表2-9に示しました。

表 2-4 し尿処理状況

年 度		23		24		25		26		27	
計 画 処 理		人		人		人		人		人	
区 域 内 人 口		1,717,083		1,710,085		1,701,475		1,687,233		1,676,358	
計 画 処 理 区 域 内 人 口	し尿処理施設	709,238	97.3	713,115	97.4	707,350	97.7	699,746	97.7	696,369	97.8
	海洋投入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元	12,979	1.8	14,617	2.0	12,381	1.7	15,458	2.1	11,742	1.6
	その他	4,650	0.6	4,200	0.6	4,037	0.5	592	0.1	4,236	0.6
	計	726,867	99.7	731,932	99.9	723,768	99.9	715,796	99.9	712,107	99.9
域 内 量	自家処理量	1,939	0.3	363	0.1	333	0.1	304	0.1	240	0.1
	計 (kL)	728,806	100.0	732,295	100.0	724,101	100.0	716,100	100.0	712,347	100.0
水 洗 化	公共下水道	人		人		人		人		人	
	人 口	643,260		649,671		653,717		664,051		659,310	
	浄化槽人口	783,912 (6,492)		798,309 (8,569)		809,085 (8,655)		808,316 (8,580)		823,583 (8,610)	
	計	1,427,172		1,447,980		1,471,457		1,472,363		1,482,893	
非 水 洗 化	計画収集人口	287,506		262,404		229,737		205,974		184,590	
	自家処理人口	2,405		301		281		312		265	
	計	289,911		262,705		230,018		206,286		184,855	

※ し尿総量＝汲み取りし尿量＋浄化槽汚泥量
 浄化槽人口欄の（ ）は、コミュニティプラント人口の内書きを示す。
 し尿の海洋投棄は、平成19年2月以降禁止されている。

表 2-5 浄化槽設置基数の推移

年 度	基 数	年 度	基 数	年 度	基 数
S 53	40,515	3	137,104	16	259,204
54	48,085	4	147,603	17	266,969
55	55,693	5	158,605	18	271,732
56	63,318	6	170,188	19	271,080
57	70,445	7	181,851	20	275,348
58	78,004	8	194,087	21	271,500
59	80,976	9	206,250	22	269,255
60	88,669	10	211,890	23	267,244
61	95,680	11	228,865	24	269,608
62	104,045	12	231,865	25	274,301
63	111,343	13	240,696	26	278,796
H 1	119,219	14	249,407	27	282,749
2	127,995	15	254,554	28	287,136

表 2-6 浄化槽の人槽別設置基数（平成28年度末現在）

区 分	人 槽 ～20	21～100	101～200	201～500	501～3000	3001～	計
単独処理浄化槽	91,988	8,574	401	163	1	0	101,127
合併処理浄化槽	176,975	6,846	1,045	876	258	9	186,009

表 2-7 浄化槽の使用開始検査状況（平成28年度）

人 槽	浄化槽の 種 別	検 査 実施数	検 査 結 果					
			適 正		概 ね 適 正		不 適 正	
			件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
5～10	合併	6,468	6,114	94.5	184	2.8	170	2.6
11～20	合併	124	113	91.1	3	2.4	8	6.5
21～50	合併	250	234	93.6	4	1.6	12	4.8
51～100	合併	31	28	90.3	1	3.2	2	6.5
101～500	合併	29	27	93.1	1	3.4	1	3.4
501～	合併	2	1	50.0	1	50.0	0	0.0
合 計	合併	6,904	6,517	94.4	194	2.8	193	2.8

表2-8 浄化槽の定期検査状況（平成28年度）

人 槽	浄化槽の種 別	検 査 実施数	検査結果					
			適正		概ね適正		不適正	
			件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
5 ～10	単独	25,570	23,864	93.3	574	2.2	1,132	4.4
	合併	47,693	44,865	94.1	1,561	3.3	1,267	2.7
11 ～20	単独	2,787	2,582	92.6	117	4.2	88	3.2
	合併	2,763	2,522	91.3	176	6.4	65	2.4
21 ～50	単独	4,810	4,443	92.4	218	4.5	149	3.1
	合併	4,289	3,930	91.6	259	6.0	100	2.3
51 ～100	単独	795	719	90.4	49	6.2	27	3.4
	合併	1,239	1,172	94.6	43	3.5	24	1.9
101 ～500	単独	421	381	90.5	27	6.4	13	3.1
	合併	1,612	1,477	91.6	108	6.7	27	1.7
501～	単独	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	合併	241	223	92.5	14	5.8	4	1.7
合 計	単独	34,384	31,990	93.0	985	2.9	1,409	4.1
	合併	57,837	54,189	93.7	2,161	3.7	1,487	2.6

表2-9 浄化槽の定期検査状況

判定 年度	適 正		概ね適正		不適正		計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
62	6,068	75.5	966	12.0	1,002	12.5	8,036	100.0
63	6,619	74.1	1,128	12.6	1,185	13.3	8,932	100.0
H 1	6,744	73.6	1,079	11.8	1,333	14.6	9,156	100.0
2	7,163	74.1	1,190	12.3	1,306	13.5	9,659	100.0
3	7,623	75.2	1,065	10.5	1,445	14.3	10,133	100.0
4	8,598	79.4	953	8.8	1,274	11.8	10,825	100.0
5	9,178	80.5	911	8.0	1,307	11.9	11,396	100.0
6	9,818	80.9	919	7.5	1,391	11.4	12,128	100.0
7	10,620	82.5	918	7.1	1,321	10.2	12,859	100.0
8	11,239	83.2	920	6.8	1,350	10.0	13,509	100.0
9	11,792	84.0	829	5.9	1,422	10.1	14,043	100.0
10	12,398	84.6	842	5.7	1,424	9.7	14,664	100.0
11	13,052	85.0	815	5.3	1,489	9.7	15,356	100.0
12	13,547	85.7	814	5.2	1,440	9.1	15,801	100.0
13	14,102	87.2	795	4.9	1,275	7.9	16,172	100.0
14	14,734	86.4	871	5.1	1,443	8.5	17,048	100.0
15	17,785	87.8	831	4.1	1,638	8.0	20,254	100.0
16	19,251	88.8	809	3.7	1,621	7.5	21,681	100.0
17	24,236	89.3	1,529	5.6	1,380	5.1	27,145	100.0
18	31,867	90.4	1,744	4.9	1,640	4.7	35,251	100.0
19	39,907	92.5	1,656	3.8	1,598	3.7	43,161	100.0
20	52,138	93.7	1,674	3.0	1,826	3.3	55,638	100.0
21	70,869	94.0	2,445	3.2	2,117	2.8	75,431	100.0
22	69,265	92.8	3,109	4.2	2,261	3.0	74,635	100.0
23	66,068	92.0	2,936	4.1	2,792	3.9	71,796	100.0
24	72,012	93.2	2,764	3.6	2,490	3.2	77,266	100.0
25	72,645	93.3	2,692	3.5	2,561	3.3	77,898	100.0
26	82,946	92.4	3,939	4.4	2,913	3.2	89,798	100.0
27	87,550	92.8	3,902	4.1	2,869	3.0	94,321	100.0
28	86,179	93.5	3,146	3.4	2,896	3.1	92,221	100.0

(ウ) 改善指導等

法定検査で「不適正」と判定された2,896基については、各地域振興局等が立入検査等を実施し、判定結果に基づく改善指導を行いました。

不適正と判断された浄化槽については、放流水を採取しBODの分析を行い基準値を超えたものについては、文書による指導を行いました。

(エ) 浄化槽保守点検業者登録条例

浄化槽法第48条の規定に基づいて「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」を制定し、昭和61年4月1日から施行しています。

平成28年度末現在、76業者が登録されています。

(2) 対策

① ごみ処理

ア ごみの広域処理の推進

国においては、平成17年度に循環型社会形成推進交付金制度を創設し、市町村等が、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることとしています。

県においては、平成14年3月に策定した「県廃棄物処理計画」（平成28年3月改定）に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ及び最終処分場など、市町村等における施設の計画的な整備を促進しています。

イ ごみ減量化・リサイクルの推進

国においては、これまで、廃棄物処理施設整備緊急基本法に基づき、昭和38年度から8次にわたり廃棄物処理施設整備計画を策定し、リサイクル関連施設等の計画的な整備を進めてきました。現在は、平成15年6月に公布された改正廃棄物処理法に、新たに廃棄物処理施設整備計画に係る規定が設けられたことに伴い、平成25年5月に、平成25年度～平成29年度を計画期間とし、計画期間中の事業実施目標等を定めた新たな整備計画を定め、この計画に基づいて、リサイクル関連施設等の整備を推進しています。

また、平成9年6月に公布された改正廃棄物処理法でも廃棄物の適正な処理の確保とともに減量化・リサイクルがその重点事項となっており、さらに、平成12年4月に容器包装リサイクル法が、平成13年4月に家電リサイクル法が、平成17年1月に自動車リサイクル法が、平成25年4月に小型家電リサイクル法が完全施行されています。ごみ減量化・リサイクル対策は、県民、事業者、行政が一体となって取り組まなければならない課題であり、県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。

② し尿処理

県民の日常生活に伴って生ずる生活排水については、全量処理施設での処理を図るため、施設の整備及び広域的な処理体制の確立に努めることとしています。

また、平成9年度からし尿とともに生ごみをリサイクルする汚泥再生処理センターが国庫補助対象となったことから、適正処理に加えリサイクルを促進することとしています。